

別紙様式 5

第 7 回食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年4月19日)

開催日及び場所		平成 2 1 年 5 月 2 0 日 (水曜日) 総合食料局中央会議室	
委員		塩田忠典 (団体職員) 尾崎輝郎 (公認会計士) 山口俊明 (公認会計士)	
審議対象期間		平成 2 1 年 1 月 1 日～平成 2 1 年 3 月 3 1 日	
審議対象案件		1126件 うち、1 者応札案件451件 契約の相手方が公益法人等の案件2件	
抽出案件		13件 うち、1 者応札案件9件 (抽出率1%) (抽出率69%) 契約相手が公益社団法人等の案件2件 (抽出率15%)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	9件 うち、1 者応札案件7件 契約相手が公益社団法人等の案件2件
		指名競争	2件 うち、1 者応札案件 該当なし 契約相手が公益社団法人等の案件 該当なし
		随意契約 (企画競争・公募)	該当なし
		随意契約 (その他)	2件 うち、1 者応札案件2件 契約相手が公益社団法人等の案件 該当なし
(特記事項) 第 6 回委員会抽出事案 1 件を、今回委員会で再説明。			
委員からの意見・質問、それに対する回答 等		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
		別紙のとおり	別紙のとおり

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>
--	-----------

事務局：総合食料局総務課経理室

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

意見・質問	回答等
<p>1 「平成20年度就農支援資金制度運営推進委託事業（就農支援資金貸付状況等調査事業）」（随意契約（不落随意契約））</p> <p>・第6回委員会審議事案「平成20年度就農支援資金制度運営推進委託事業」の落札の経緯について報告をお願いします。</p> <p>・今回のように、落札がなく、最終的に最低落札価格入札者と交渉する場合、予定価格について若干でも話す余地があるのでしょうか。</p> <p>・時間的に余裕がないため契約を結ばなければならない状況であったとの報告ですが、通常どのような手続きをとるものなのでしょうか。</p> <p>・今回詳細な報告を受け審議した結果、当委員会としては、本件について、単に今後改善するとの回答</p>	<p>・本事業につきましては、一般競争入札により入札を実施しましたが、1回目の入札（応札者4者）では落札者がなく、2回目の入札においても落札に至らなかったため、最低価格入札者と随意契約の協議をさせていただき旨説明し、予決令第99条の2の規定に基づき随意契約に移行することとしました。</p> <p>その際に、入札金額と予定価格が大幅に乖離していたこと、時間的に再度公告入札に移行する余裕がなかったことなどから、見積書の徴取にあたり相手業者に対し、契約を行なうには2回目の入札価格から大幅に金額を落とさなければならないが、それでも見積書の提出、委託事業を行なう意志はあるのか確認の意味もこめて相手業者に説明及び交渉を行いました。</p> <p>結果として、1回目の見積もり合わせをもって、予定価格の範囲内で終了しました。</p> <p>しかしながら、随意契約協議に移行した際、予定価格を類推させるような紛らわしい発言を行なったことは、適切ではなかったことから、今回の事態を真剣に受け止め、このようなことが二度と行なわれないよう、3月に契約担当職員に対し契約事務について研修会を実施しました。（担当者）</p> <p>・今回のように不落随意契約に移行した場合、応札された入札の札が予定価格に達していない状態だということは宣言しますが、予定価格のレベルを類推させるようなことをほのめかすようなことは、通常は行なわないことと考えます。また、予定価格については秘密保持に関する内部規定が定められております。（事務局）</p> <p>・通常は、予定価格と応札価格が大幅に乖離する場合、契約上の条件について、応札者と当方の間にギャップが存在することが考えられますので、当該入札は不調ということで、再度公告入札で予定価格を見直すことになると思います。（事務局）</p> <p>・承りました。</p>

をもってこの審議の場で終わらせるというのではなく、意見具申を行なうなどの形で処理をしたいと考えているところです。

2【政府所有食糧寄託契約】4件

①「政府所有食糧の保管（アメリカ産うるち砕精米1040トン）」（一般競争）

・1者応札となっているが原因の分析を行なっていますか。

・2者応札があったが1者が無効だったということですが、その理由を説明してください。

・結局心配するのは、本当に誤解だったのかどうかであって、国にとって有利な契約となったのではないかということです。

入札の無効に該当する事態の場合、資料を添付し明確に説明できるようお願いします。

②「政府所有食糧の保管（タイ産うるち精米1000トン）」（一般競争）

・質問なし

③「政府所有食糧の保管（タイ産うるちは砕精米300トン）」（一般競争）

・本件についても1者応札となっていますが、改善策はないのでしょうか。

・①③とも砕精米で包装がフレコン、何れも1者応札となっていますが、①が予定価格よりはるかに低い入札価格となっています。

・本件について、直接保管業者から聴取はしていませんが、通常の情報収集から分析をすると、米穀の包装がフレコンであることから、通常の30kg袋に比べ保管スペースを要し保管効率が悪いこと、保管米穀が砕精米であるため、丸米に比べ低価格であり、需要が高く保管期間が短期間となることが推測されること、又その時の空きスペースの状況なども勘案された結果ではないかと思われます。

・「入札説明書」において、判別できない入札書によった入札（入札価格が積算基礎等と合致しないもの等を含む）は無効とする旨が明記されています。本件については、入札価格と積算基礎等が合致していなかったため無効としました。

承知しました。

・米穀の保管は、各地域の需要量により、米穀を運送し保管を行なうことから、保管の条件だけで決めることができないため困難な状況にありますが、できるだけ多くの者が参加できる方策を考えていきたいと思えます。

・①②とも輸入米穀であることから、競争条件に港から10km以内の倉庫としており、条件に該当する保管業者が、①については11者、③については3

経営的に不利であるのになぜこのようなことになるのですか。

④「政府所有食糧の保管（アメリカ産うるちは砕精米 3000 トン）」随意契約（不落随意契約）

・当該契約については、アメリカ産うるち砕精米 6000 トンについて、2月12日に複数落札制により入札を実施したところ、予定価格の制限の範囲内の申込数量が 3000 トンあり、3000 トンが不落札となり、当該不落札分については、2月16日に見積り合せを実施し、最低落札価格の範囲内で随意契約により、契約を締結したとのことですが、落札率が高率となっていますが考えられる理由は何ですか。

3【物品購入契約】

「インクリメントスコップの購入」（一般競争）

・1者応札となったと考えられる理由は何ですか。

・予定価格については、製造している2者から見積価格を聞きそれを参考に積算したとのことですが、落札価格が、業者から聞いた価格よりかなり低くなっていますが、予定価格を積算するうえで、値引率を考慮しなかったのでしょうか。

・インクリメントスコップを今まで調達したことはなかったのですか。

・調達した350本は今回限りの使用となるのですか。

4【役務等契約】3件

①「政府所有米麦に関する食品衛生上の技術指導・

者となっていること、又それぞれの保管業者の事情などによりこのような結果になったのではないかと考えられます。

・この場合、最低落札価格の範囲内で見積り合せをし契約を行なうこととなりますが、業者は初度の入札における最低落札価格を承知していることから、落札率が高率になったと考えます。

・輸入米の検査を行なう上で急遽必要となり350本を調達をしました。

調達したインクリメントスコップは、輸入米の検査を行なう上で「サンプリング方法通則」に規定されている専門の器具で、当方で調べたところ取り扱っている業者は2者でした。

一般競争入札ということで公告をしましたが、注文があつてからの製造となるため、今回の調達本数、納入時期に対応することができるのが、1者であったためと考えられます。

・特殊な器具であるため、一般的な需要がなく、製造も注文があつてから行なうものであることから、値引率については考慮しませんでした。

・従来行なっていた検査は、「穀刺し」を使用し、米穀の包装の上から、穀刺しを刺してサンプリングをしていましたが、今回は包装を開けてサンプリングする必要があつたため、初めて当該スコップを調達しました。

・米穀を販売するために検査が必要であることから、今後も使用します。

助言業務」(一般競争)

・2月20日入札及び23日再入札が不落札となり再度公告を行い落札に至った経緯を説明してください。

・当初の公告で入札説明会に2者参加し、結果として1者の応札となっているが、参加しなかった者の理由は何ですか。

②「経営所得安定対策情報管理システムの収入現象影響緩和交付金の出力帳票の変更等に伴うプログラムの追加及び修正業務」(一般競争)

・落札率が6割をきっていますが、低入札調査を行った上で、契約の履行が可能と判断し契約をしたのですか。

・本件のような案件については、低入札調査に関する条項については当然入れるべきものではないのでしょうか。低入札調査をしなかった合理的な理由及び契約の履行が適正になされているかを確認した検収調書等を提出の上、次回委員会で報告してください。

③「総合食料局情報管理システムは保管料請求システム改修業務」(一般競争)

・1者応札ということですが、競争参加資格を満たす業者は何社ありましたか。

・落札率が高率ですが、考えられる理由は何かありますか。

・本業務は、カビ状異物等が発見された現場において、農政事務所等職員に対し食品衛生法上の観点から指導・助言を行なえる者を派遣してもらう業務ですが、当初の公告は、地方農政事務所等職員研修への講師派遣も含めた調達を目指し、経験者を10名以上確保する条件としました。

再度公告については、研修の実施期間が確保できないことから、講師派遣については除外し、現場指導・助言のみの調達としたこと、また、経験者についても10名以上から5名以上に条件を変更したことにより落札に至りました。

・全ての都道府県について対応できることを条件としていることから、1者については全ての都道府県での対応ができないため入札不参加となりました。

・本件については、入札説明書において、低入札調査に関する条項がないこともあり、低入札調査は行なっていません。

・承知しました。

・把握していません。

なお、入札説明書受領者は5者、入札説明会参加者は2者となっていますが、結果として、応札者は1者となりました。

・本契約は、従来からあるシステムの改修に係る業務であり、落札者は本システムの開発業者であるためと思われます。